

## 株主総会関係資料の電子提供制度について

### 1. 株主総会関係資料の電子提供制度の概要

株主総会関係資料の電子提供制度(以下「提供制度」といいます。)とは、株主総会の資料(\*1)を、ウェブサイトに掲載することにより、株主さまに対してこれを提供したものとみなすことができる制度で会社法改正により上場会社は、2023年3月以降の株主総会から提供制度の導入が義務づけられています。

(\*1) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類など

### 2. 提供制度に伴う株主総会関係資料掲示、及び招集通知について

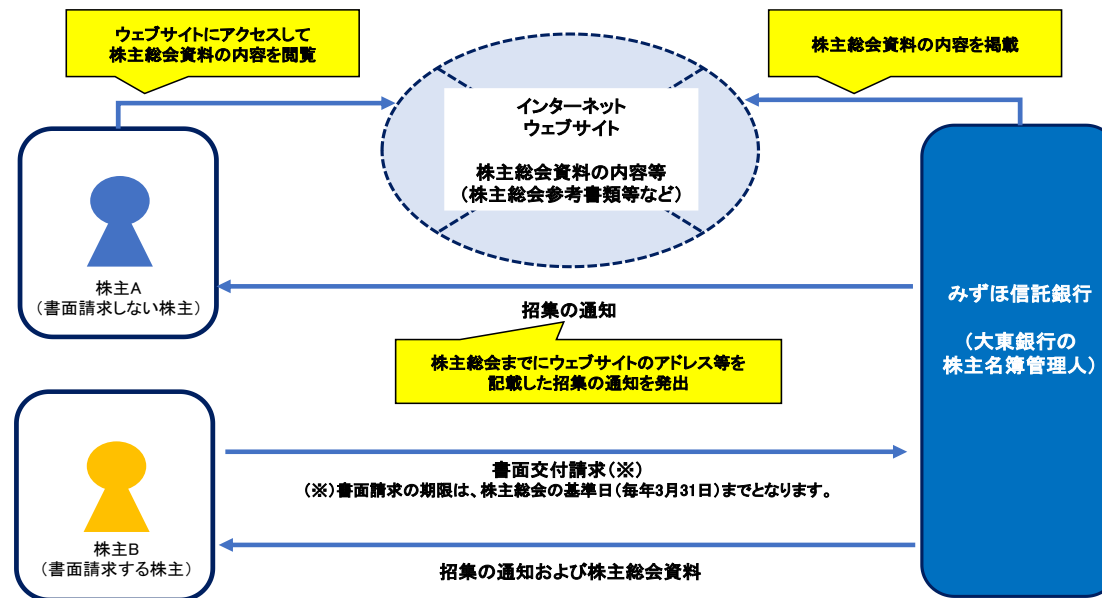
株主総会関係資料は、ウェブサイトに掲載しますので、株主さまは当該ウェブサイトへアクセスしてその内容を閲覧することができます。

なお、株主さまには、株主総会までに、ウェブサイトのアドレスを記載した株主総会の招集通知が株主名簿保管人である「みずほ信託銀行」から送付されます。

### 3. 書面交付請求について

従来どおりの招集通知をご希望される株主さま、また、インターネット環境を準備することが難しい株主さまにおかれましては、株主総会の基準日(毎年3月31日)までにお取引の証券会社もしくは「みずほ信託銀行」に対して「書面交付請求」のお手続きをお願いします。お手続き完了後、書面の招集通知を郵送いたします。

#### 【提供制度のイメージ】



### 4. その他

株主総会資料の電子提供制度および書面交付請求について、ご不明な点がございましたら、以下の【お問い合わせ先】まで照会願います。

#### 【お問い合わせ先】

##### 1. 電話によるご照会

○連絡先: みずほ信託銀行株式会社 ○電話番号: 0120-524-324 (フリーダイヤル) ○受付時間: 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日はご利用できません。)

##### 2. インターネットによるご照会

[https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/929?site\\_domain=daikou](https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/929?site_domain=daikou) (みずほ信託銀行 FAQ 書面交付請求書の送付依頼はこちら)